

LAW280 行政法Ⅱ（行政救済法）

2年 3,4クォーター

担当教員 戸部 真澄

授業形態 講義

単位数 2

曜日・時限 未定

授業概要

本講義は、「行政救済法」と呼ばれる学問分野を体系的に学習する。行政救済法は、もっぱら、国民と行政との間の訴訟（行政訴訟）等の仕組みを内容とする。

長い人生において、訴訟を、しかも行政とすることはないかもしれない。仮にあったとしても、弁護士がほとんどのことをしてくれるので、自分に行政救済法の知識はなくてもさほど困らないかもしれない。しかし、行政訴訟には様々に特殊なルール（国民の訴訟提起を妨げるようなそれ）があるため、弁護士に話を持ちかけた時点ですでに訴訟が提起できない状態になっていた等ということもありうる。その意味では、行政救済法の知識を一通り持っていることは、決して無駄ではない。

また、行政訴訟等の仕組みは行政活動の本質・特質を踏まえたものともなっているため、行政救済法を学べば、訴訟制度の理解を通じて、行政それ自身への理解を深めていくことにもなる。

到達目標

行政救済法（行政訴訟、行政上の不服申立て、国家賠償、損失補償）について、体系的な知識を身につける。

先修科目

行政法Ⅰ（総論）

※必須ではないが、本講義は、行政法Ⅰで学習した概念等を前提としている部分があるので、行政法Ⅰを受講していることが望ましい。

教科書・参考資料等

教科書：

・指定しない（オリジナルのレジュメに即して講義する）。

参考書：

- ・橋本博之・櫻井敬子『行政法』（弘文堂）
- ・塩野宏『行政法Ⅱ 行政救済法』（有斐閣）
- ・宇賀克也『行政法概説Ⅱ』（有斐閣）
- ・別冊ジュリスト『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）

※上記のいずれも最新版を入手するように。

授業の方法

本講義は、オリジナルのレジュメを配布し、講義形式で講義する。ときおり、講義中に学生に発言（簡単な質問に対する回答）を求めることがある。

成績評価

成績評価は、講義に対する姿勢（質問への回答等）と筆記試験（短答式＋論述式）により評価する。

成績

30% 講義に対する姿勢

70% 筆記試験

授業スケジュール

第1回：行政救済法の体系

行政救済法がどのような分野から成り立っているかについて、概要を把握する。

第2回：取消訴訟（処分性）

取消訴訟の訴訟要件の一つである「処分性」について、概念を理解した上で、各行政活動について処分性が認められるかについて検討する。

第3回：取消訴訟（原告適格）

取消訴訟の訴訟要件の一つである「原告適格」について、特に第三者の原告適格がどのような場合に認められるかについて学習する。

第4回：取消訴訟（訴えの利益他）

取消訴訟のその他の訴訟要件について、特に訴えの利益を中心として学習する。

第5回：違法性・判決

取消訴訟の判決は、どのような効力を有するかについて学習する。

第6回：無効等確認訴訟・不作為違法確認訴訟

無効等確認訴訟・不作為違法確認訴訟の訴訟要件及び本案勝訴要件について学習する。

第7回：義務付け訴訟・差止訴訟

義務付け訴訟・差止訴訟の訴訟要件及び本案勝訴要件について学習する。

第8回：仮の権利保護

訴訟中に原告の権利を保全する制度（仮の権利保護）である執行停止、仮の義務付け、仮の差止めについて学習する。

第9回：行政上の不服申立て

行政上の不服申立てについて、審査請求、再調査の請求、再審査請求の内容を中心に学習する。

第10回：国家賠償（国家賠償責任の本質等）

国家賠償法1条に基づく国家賠償責任の本質及び同責任が成立するための要件（公権力の行使）について学習する。

第11回：国家賠償（公権力責任）

国家賠償法1条に基づく国家賠償責任の本質及び同責任が成立するための要件（職務関連性、違法性、故意・過失等）について学習する。

第12回：国家賠償（規制権限不行使等）

行政庁が規制権限を行使しなかった場合に、国家賠償法1条に基づく国家賠償責任が成立するための要件等について学習する。

第13回：国家賠償（営造物責任）

国家賠償法2条に基づく国家賠償責任（営造物責任）が成立するための要件等について学習する。

第14回：損失補償

損失補償の要件、内容等について学習する。

第15回：まとめ

全体のまとめを行い、行政救済法を学ぶ意義を再確認する。

事前・事後学習

事前に、レジュメの内容を確認すること。また、参考書があれば、該当する箇所を一読しておくこと。

事後的には、授業内容を復習し、特に各概念を正確に理解すること。疑問点があれば整理しておき、授業を受ける際に質問すること。